

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2807号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

花田植え (島根県)



も く じ

随 想	活 動	情 報	フ ォ ー ラ ム	情 報
-----	-----	-----	-----------	-----

- 「限界集落・畑山」に嫁いでく高知・はたやま夢楽 小松圭子…(2)
- 第1回 生まれ育った故郷で暮らしたい…高知県安芸市畑山
- 「国道、鉄道、上水道」がないが「北海道」がある
- ふるさと納税を活用した「ひがしかわ株主制度」〜写真の町「東川町」北海道東川町…(5)
- 町村Nav…(9)
- 平成二十三年度公有物件災害共済事業の概要報告…(10)
- 「水」行政と取り組んで40年…愛知県町村会長 愛知県設楽町長 横山光明…(12)

コラム

母の歌集から

ジャーナリスト 松本 克夫

一年前に亡くなった母が残してくれた歌集をめぐってみた。素人の手すさびにすぎないし、忙しさに紛れて、放ってあったのだが、一度も目を通さないのも相済みないと思ひ、開けてみたのである。

歌の出来映えはともかく、初めて知る母の生い立ちにまつわる話に引き込まれた。例えば、「又女かと命名し、ふる父を見て長姉がわが名を付けてくれし」という歌がある。母は女ばかり六人姉妹の三女である。早く男の跡継ぎがほしい農家の主の落胆かりと、まだ幼いはずの長女の気遣いが目に浮かぶようだ。

明治から平成まで生きた母だったが、「大正時代が一番良かった」と常々語っていた。子供のころはとかく甘美に思ひ出されるものだが、それを割引いても、唱歌そのままの大正期の田舎の風景と暮らしたには、誰しも郷愁を誘われる。「半分は割れば紫蘇の香立ち匂い母手作りの焼き餅恋ほし」「摘み草に父の大事な鎌無くしし遠き日甦るよ

もぎ摘む野に」。紫蘇入りの焼き餅に摘み草。子供たちの心が弾む風物詩である。

「小学時代教科書以外に読みたるはたった一冊『鈴が森の少女』。友達に一晚だけの約束で借りて、囲炉裏端で夢中で読んだらしい。子供の読める本は家になく、学校から帰れば、野良仕事の手伝いばかり。そうした日々での「たった一冊」は、一生の思い出だろう。むしろ、情報洪水の中にいて、こうした感動を味わえない今の子供たちが哀れに思えてくる。

「わが学資に売りし田の見ゆ言はずして逝かれし父母の墓参の道に」。義務教育が小学校までだった時代。現金に乏しい山村の農家が、子供にそれより上の教育を受けさせるのは、並大抵の苦労ではなかったはずである。祖父母は母に内緒で田を一枚手放したのだろう。

情の濃やかさや淡い幸せ感は、自然に抱かれた懐かしい暮らしと共にある。改めて、そう教えられた思いがする。

●写真募集●

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。

写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部



▲国の重要文化的景観にも選定された故郷の段畑

今でこそ、消滅寸前の集落だが、平安時代に名前の見られる蘇我赤兄(あかえ)を祀る神社があり、樹齢数百年の木々が堂々と社を守っている。炭焼きや木材の供給地として、貧しいながらも人々が暮らし続けてきた。昭和の大合併(昭和29年)ごろまでは、約800人が暮らし、商店や宿屋も数件あり、小学校の分校

愛媛県宇和島市。伊達正宗の長男・秀宗が入封し、幕末には四賢侯として名を馳せた伊達宗城など、廃藩置県まで伊達家が治めた歴史ある町

生まれ故郷・宇和島市遊子水荷浦

まばゆいほどに輝く海の中では、小魚たちがせわしなく泳ぎ、チヌやスズキ、イカが時折、姿を見せてはゆったりと過ぎてゆく。夏には朝から夜まで、海で泳ぎ、時には大人たちも一緒に水しぶきをあげてはしゃいだ。冬には海面から湯気が立ち上り、風にあおられて潮が舞い上がる。春先には、花を咲かそうとする木々たちが、日ごとに幹の色を花の色に近づける。人の力では動かせないものを身近に感じ

まち・むらの暮らしから地域再生を考える

「限界集落・畑山」に嫁いで

高知・はたやま夢楽

第1回

生まれ育った故郷で暮らしたい

高知県安芸市畑山 小松 圭子



◎小松圭子(こまつ けいこ) 1983年、愛媛県宇和島市遊子(ゆす)水荷浦(みずがうら)生まれ。早稲田大学政治経済学部経済学卒業後、愛媛新聞社入社。政治部記者、宇和島支社記者を経て、2010年に結婚。同年、愛媛新聞社を退社し、安芸市畑山へ移住。家業手伝いとして、土佐ジローの飼育加工販売や畑山温泉憩の家運営等に携わっている。

限界集落に嫁ごと

高知県は東部、安芸市の山あいに畑山(はたやま)という集落がある。

市街地から透き通った安芸川を上流域へ約20km。谷底を縫うように、のみで削りとったような県道が続く。かつてあった途中の集落も今は全滅し、県道の行き止まりに約40世帯が暮らしている。人口は約60人、平均年齢は70歳を悠に超えている。世間という「限界集落」に「超」をつけても余りある集落状態だ。

も2校あるほどの賑わいをみせていたという。2年前、私はこの限界集落に嫁いできた。畑山で生まれ育ち、畑山を愛し、次世代も人が暮らせる集落にしたい、ともがいてきた小松靖一さんのもとへ。「限界」という言葉を実感することも多々あるが、靖一さんと共に夢見る畑山の未来は希望に満ちている。

このうちの1つ、水荷浦(みずがうら)という約180人が暮らす小さな集落で生まれ育った。家を一歩出れば、道路を挟んで海がある。家の後ろには「耕して天に至る」と表される段畑が拓かれている。四季が移ろうまでもなく、日々刻々と、さまざまな表情を見せてくれる自然があった。

情 報

ながら、田舎暮らしを満喫していた。

私はこの故郷で暮らし続けたい、と思っていた。けれど、基幹産業である魚類と真珠の養殖業がふるわなくなり、後継ぎの兄ちゃんたちが集落に戻ってくるのがなくなっていた。家業手伝いだったおばちゃんたちは、街へ働きに行くようになり、次は、おっちゃんたちが出稼ぎに行くようになった。子どもの歓声が減り、人影もまばらになっていった。高校を卒業したら、遊子を離れるのが当たり前となっていた。無理をしても子どもたちを市街地の学習塾へ通わせ、「勉強して都会へ出る」というのが口癖になっていた。幼いころ、高級外車を買つことや新築の家を建てることを条件に、後継ぎを引きとめていた大人たちの姿はそこにはなかった。

千年続いた集落も、ほんのわずかな期間で崩れゆく。幼く無力な自分にとって、傍観するよりほかなかった。けれど、大人たちが、あっさり故郷を捨てるように語る言葉を聴くにつけ、「何とかできるはず」と子どもながらに抗う自分がいた。私の故郷にも何かあるはず…。

段畑を遺したい

中学生だったある晩。夜のとはり



▲太陽の熱、海からの反射熱、地熱で温められ、水はけの良い段畑で育つ早掘り馬鈴薯は、甘くて美味と評判。

が降り、星が瞬き始めたころのこと、帰宅途中に、ふと目を奪われた。毎日見飽きるほど見ていたはずの段畑が、星空に続く階段のように空に吸い込まれていた。

数日経っても、胸の高鳴りは収まらず、曾祖父が生きていたころを思い出した。家の裏山が、すべて段畑だったころのこと。家族みんなで畑に行き、和気あいあいと楽しく汗を流した。漠然とした考えとはいえず、段畑を遺すことができれば、昔のように仲良く水荷浦で暮らせるのではないか、と思い始めた。

当時、耕作面積が著しく狭く、収益性の乏しい段畑は「貧しさの象徴」であり、消えゆく運命にあった。多くが耕作放棄地となり、あと数年もすれば段畑は全滅してしまうものではなかった。我が家の段畑もあと

数段。「段畑を遺したい」と口にしても笑われるのがオチだった。

犬の散歩と称し、カメラを手に段畑にのぼる日が増えた。空を手に拾い、耕作しているじいちゃんたちに恐る恐る声をかけていった。学校の宿題と偽り、段畑の歴史や季節の作業、段畑への思いを書きとめたりもした。じいちゃんたちの段畑への思いや誇りを知る一方で、段畑で生計を立てる事の難しさを改めて考えるようになった。

遊子へ帰る道を探そうと、東京の大学へ進学した。ホームページを立ち上げ、段畑のある遊子のことを伝え始めた。一方で、内子町の岡田文淑さんや作家の森まゆみさんたちに励まされる機会に恵まれ、全国のまちづくり、むらおこしの先進地へ出掛けて学ばせてもらった。そうして、



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



お問い合わせは ☎ 0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く) (回線がつかまりましたら 日付を押してください。)



その人を信じて、その人に託す。

Meet The Trust Bank



三井住友信託銀行 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

情 報



▲段畑の上から眺める故郷の風景。農作業中も、海風が心地よい。

遊子の在り方を考え続けた。少しずつ理解者が増え、大学の教授やマスコミ関係者が、段畑のことを調べたり、段畑が地域の誇りであることや、保存することの素晴らしさを全国へ放送してくれるようになっていた。年の離れた仲間と共に、段畑を眺めながらの夕涼みコンサートや、段畑で収穫した早掘り馬鈴薯の収穫祭をするようになった。最初、見向きもしなかった地元の人たちが、雑木林を再び畑に戻すようになっていた。

景観法が制定され、国の重要な文化的景観にも選定された。私は大学を卒業し、地元の新聞記者になっていった。訪れる観光客も増えてきた。約30年前、環境に配慮したむらづくりとして全国の漁業関係者に知られた存在であった遊子漁協も、昔のよう

にむらづくりを考えてくれるようになった。

一方で、記者を経験し、消えゆくうとしてるのは遊子に限ったことではないことを目の当たりにした。集団離村をした村の跡地や、戦後の開拓地、後継者のいない農家などを取材した。仕事の傍ら、休みは県内外の農山漁村へ出掛けた。釣り、磯遊び、栗の収穫、蕎麦打ち、イベントの手伝い、農家のお母さんたちのお茶飲み会…。土地の人と共に汗をかき、その地のもので作った料理を味わうことで、癒されていた。農山漁村の暮らしは変わりつつあるが、まだまだ自然と共にあった。そして、次世代が暮らせる集落にしようとうと努力をし続ける人たちとの出会いがあった。

(第2回へ続く)

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

財団法人 交通遺児等育成基金 (厚生労働省所管)
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (通話無料)

http://www.kotsuiji.or.jp

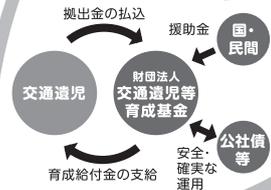
協力団体 / 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5276-4451)

交通遺児育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

- 満13歳未満(0~12歳)まで加入できます。
- 拠出金は加入年齢で金額が異なります。
- 育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

交通遺児育成基金の仕組み



- 給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。
- 入学・就職や給付終了時にお祝い金を支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。

フォーラム

3つの道「国道、鉄道、上水道」がないが、他の都府県には絶対にならない大きな道「北海道」があると自慢しているのが、「写真の町」東川町である。中心市街地から車で旭川空港へ10分、旭山動物園へ15分、北海道と東北地域で第3の人口を抱える旭川市へ30

1、はじめに



現地レポート
 町村独自のまちづくり

「国道、鉄道、上水道」がないが
 「北海道」がある
 ふるさと納税を活用した「ひがしかわ株主制度」
 「写真の町」東川町

2、「写真の町」宣言

1985年、元町長中川音治と議会は「写真の町」条例を制定し、写真文化と国際交流を通じて、世界に開かれた自然と文化が調和し、潤いと活力に満ちた町づくりを目指して「写真の町」を宣言したのである。以来、写真の町の証として国際写真フェスティバルを、また1994年

分、北海道最高峰大雪山旭岳(2291m)へは40分、と北海道の中でも最も条件の良いところに位置していると考えている。北海道で3つの道がないと聞くと、馬と鹿くらいしかいないのでは(これでは本当に馬鹿しかない)と想像する人もいるようだが、ここ10年間で3500人程度増え、現在は人口約7、900人である。(別表1人口の推移参照)



ひがし かわ ちょう
 北海道 東川町

△東川町を舞台に全国の頂点を目指す高校生たちの熱い闘いが繰り広げられた写真甲子園2011。

フォーラム



△国際写真フェスティバル授賞式

からは全国の高校生を対象とした写真甲子園を実施してきている。この間、写真文化に関わる企業関係者や写真関係者との人脈形成が図られてきている。

3、単独自立への道を選択

平成14年から16年頃にかけて合併の議論が広く展開されていたが、東川町は平成15年に単独自立の道を選択し、「受身姿勢」から「積極姿勢」に意識を変え、町の素晴らしい条件を生かした取り組みがスタートしたのである。公務員は評論家ではなく、住民福祉向上を実現する立場で何をやるかという自覚が必要と、自らの意

▷大雪山の主峰「旭岳」



▷田園風景



あり、人口1

少子高齢化により日本全体の人口減少が進行する中で、農村地域での人口減少は一層の加速化が進み、農村の発展・成長は否定的であり、人口1

4、ひがしかわ株主制度

(詳しくは「写真の町北海道上川

識を変え(Change)、目標に向かって挑戦する(Challenge)積極的姿勢をもち、好機(Chance)を逃がすことなく施策の実現に当たるといって「CCha「Change」Challenge、Chance」の「動」精神で頑張っている。このような動きの中で、君の椅子プロジェクト、ユニークな婚姻(後述)、中学校の木製の椅子と机、子育て支援環境の充実、地域コミュニティ活動の支援、Montbellの誘致などが具現化している。また次代を担う子供たちが郷土愛を育む教育環境の整備を図る計画である。

郡東川町ホームページ「ひがしかわ株主」を(参照)ア、動機「人口10、000人未満は合併!」



△君の椅子プロジェクト(椅子は2012モデル)

当時、市町村合併議論は人口規模の多寡によるものである。

ものである。

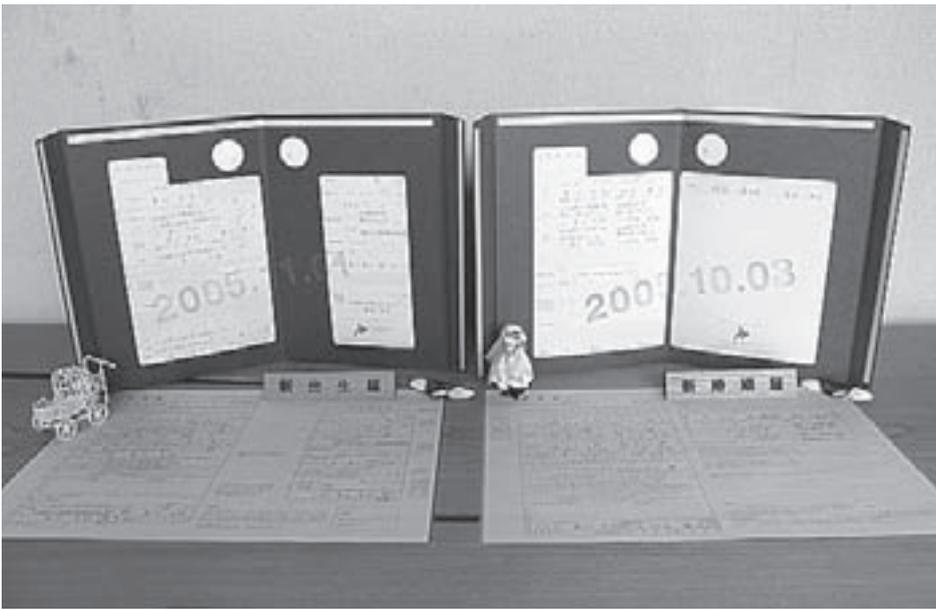


△今年4月にオープンした「Montbellショップ」

0、000人未満の町は合併しなければ地方交付税が大幅に減額され財政破綻すると捉えられていた。「大変だ、大変だ」と叫ぶだけで、問題解決に向けた動きが止まっていたのである。

町の歴史は1895年に始まり、高々120年ほどで、先人開拓者は私たちの想像を遥かに超えた厳しい過酷な労働環境の中、不撓不屈の精神で頑張り今日の礎を築いたのである。単に人口が少ない、地方交付税が減額されるだけの事由によって合併することが、本当に住民福祉向上に貢献することかと、疑問を多くの町民が持っていた。このような中で、単独自立の人口限界が10、000人、この人口未満であれば強制的な

フォーラム



△本人の控えを家族の宝として保管できる、出生届(左) 婚姻届(右)

合併となるとき、特例的な町村となり相当の権限はなくなるなどの情報が入ってきていたのである。
町づくりの中での人口とは一体何であろうか。

イ、交流人口を人口に加算

「写真の町」事業を担当していた

職員は異口同音に「『写真の町』宣言20年で築いてきた人脈がある」と常に言っていたのである。もし町の規模が人口10,000人を基準として示されるのであれば、人口の定義の中に交流人口を加えて抗弁することはできないだろうか。この交流人口を町民としてどのように定義するのか、かつ一定の町づくりを担う負担の証ができる仕組み作りを税務職員などへ指示していたのである。

町の人口目標を定住人口8,000人、今までの人脈などを生かした交流人口2,000人、合わせて10,000人となるように考えていた。仮に「東川町さん、人口は10,000人未満ですよね」と問われた時、「いやいや、私たちには応援し

てくれる町民もいて10,000人です」と主張しようとした。しかし、ありがたいことにこのような機会はない。

ウ、ふるさと納税からの発想

職員からはなかなか提案に至らなかった。それは交流人口の負担をどのような形にするのが良いのか、新税的なものが、協力金か、...などである。私も総務省税務当局に「新税の可能性について訪問して直接教示を願いたい」と電話でお願いしたところ、「北海道庁へ行って相談してくれ、全国に3,000以上の市町村があり、いちいち相談に付きあえない」という返事が返ってきたが、当局は実に冷たいところだと感じた。数年の検討を経て、2009年に「ふるさと納税」制度がスタートし、若手職員の中にプロジェクトチームを編成させ、一気に実現化に向かうことになった。

エ、なぜ「ふるさと納税」ではなく

「ひがしかわ株主」

町長就任時(2005年)、職員から東京の民間会社へ研修に派遣してほしいと申し出があり、3か月間派遣したことがあった。様々な刺激を受けてきたようである。

研修後、東京での深夜TV見て2

006年には全国初となる婚姻届や出生届について本人の控えを家族の宝物として保管できる仕組みを実行した。デザイナーの藤本やすし氏と提携して実現したものである。話が外れたが、研修中に民間会社の株主優待なるものを学び、行政などの中にも応用できないか考えているようであった。若手職員と議論の結果、「ふるさと納税」を「ひがしかわ株主」と呼び、展開することに決定したものである。「税」という言葉は一般の人々にとって強制力のようなものをイメージし、自主性を感じないが、「株」は投資によって投資先の成長や発展が楽しみになり、参加している意識も高まるという発想で、遊び心がありユニークである。

5、投資した使途

投資いただいたものを何に充当するかが議論となったが、最終的に直接町民の福祉向上に寄与するものではなく、株主や国民の便益を向上させるものを優先し、その結果として町民の福祉向上に寄与するものとした。「ひがしかわ株主条例」を平成20年6月議会で議決し、特別町民の登録と投資による事業区分を次の通り定めている。

フォーラム

- (1) 写真の町振興事業
- (2) 子ども連の育成事業
- (3) 自然景観と環境事業
- (4) 人に優しい交流事業

具体的には(1)関連では「写真アーカイブス事業」と「オーナーズハウス建設事業」で、オーナーハウスは株主などが東川町に家族や友人などと滞在できるハウスの整備である。(2)では大雪山でクロスカントリースキーや複合競技に頑張っている「オリンピック選手育成事業」である。(3)と(4)ではEcoプロジェクトとして「水と環境を守る森づくり事業」では株主との交流を図りながら大切な水資源を保護するための植林活動を展開し、また「自然散策路整備事業」として国立公園内の散策路の整備

▷水資源を確保するための植林活動。



△株主と地元農業者を結ぶオーナーズファーム。

備を行っている。また昨年からは2014年に東川町が開拓120年を迎えることから記念事業を追加し、北海道が生んだ世界的な彫刻家安田侃作品の展示実現に向けての整備を図ることにしている。さらに株主と地元農業者を結ぶオーナーズファームも始まっている。

6、今後の展開

現在、株主と投資額は別表2の通りであるが、2,000人の目標達成と合わせて海外の人々も特別町民とするような取組みも検討が始まり、既に数名は株主となっている。本町では専門学校などと提携して

アジア地域の人々を対象とした「日本語と日本文化体験学校」を開設しており、当該学生なども連携したネットワーク化による観光振興を目指している。ローカルな人々との交流を重視したユニークな国際観光田園づくりを目指したいものである。「写真の町」東川町長 松岡 市郎

別表1 人口の推移 (住民基本台帳 各年5月末登録者数)

年度	人口
1972年	7,875人
1982年	7,813人
1992年	7,192人
2002年	7,558人
2012年	7,898人

別表2 ひがしかわ株主登録者数

年度	登録者数	投資額累計	
2009年	415件	11,651,000円	3月末
2010年	881件	22,645,000円	3月末
2011年	1,276件	29,867,000円	3月末
2012年	1,867件	45,126,000円	5月末

季節の俳句カレンダー

無聊てふ中から現れし梅雨の蝶

河村正浩

季語は「梅雨の蝶」。わが国に二〇種以上いる蝶のほとんどは春に羽化したの蜜を探して舞い始めるので「蝶」は春の季語である。ほかの季節には「夏の蝶」「秋の蝶」「冬の蝶」と詠まれ、「梅雨の蝶」は「夏の蝶」に含まれる。

「無聊てふ中から」とは「天気も悪く退屈な」という折に」と解釈してもよい梅雨の情景かと思う。曇り空のどこからともなく現れた蝶を詠まれたもので、なんとなく華やきさを感じる。

夏休み時間だんだん白くなる

清水弥生

季語の「夏休み」といえば大学生も含めて考えられるが、多くの人の印象に残っているのは小学生時代のこと。

ところで、この句の「時間だんだん白くなる」とはなんのことだろうか。宿題に追われる小学生の親御さんがそのサポートに追われて自分の予定を組んでも計画どおりに進まず、日が進むにつれて「だんだん」と予定を消していかねばならない経過を詠んだものではないかと思う。「白く」は「空白」にも通じ、空しさを感させるものがある。

青田風やっぱり暇な薬指

下山田禮子

季語は「青田風」。水田地帯では田植のあと二か月もすぎると一面に緑が広がって真夏の景となり、農家では秋の豊作を願って忙しい日々が続く。その田んぼの稲の緑を揺らして吹く「青田風」を詠まれた一句。

そんな多忙な時季でも「やっぱり暇な薬指」とはなんの例えだろうか？作者独自の感覚なればこそ個性的な作品となるのだが、指の働きを見ると、ペンを持つときも「薬指」は脇役にすぎない。指輪をするだけの「暇な指」というのもなるほどと思う。

活 動

平成二十三年度 公有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。平成二十四年七月五日開催の評議員会の同意を得、同日の理事会において、平成二十三年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約第二二条の『地方自治法第二六三条の二の第二項に定める通知および公示は、全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営

の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村並びに各都道府県支部のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移してきた。近年は委託団体の減少に伴い分担金収入は減少が続いていたが、

本年度は契約件数の増加により増収となった。このような状況の下、事業の運営にあたっては、制度内容の周知をはかるとともに、共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託物件の継続加入推進に努めているところである。

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成23年度, 平成22年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成23年度, 平成22年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 5 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係施設, 役場関係施設, 医療関係施設, etc.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、() は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成23年度, 過年度, 合計. Rows include 件数, 災害見舞金給付額, 未払費用, 合計.

平成二十三年度の経営増減額は、共済基金分担金収入六〇億一四六万九千円等を含む経常収益合計七九億八、七四四万九千円(前年比三・八%増)と共済金三〇億八、七五六万九千円を含む事業費計八三億一、六二九万九千円及び管理費計五億三、七八三万九千円をあわせた経常費用八八億五、四二二万九千円(同一・五%増)との差引き八億六、六六八万九千円の減少となった。これは、大規模な風水害や大雪により、加入物件が甚大な被害を被ったことによるもので、当該災害に加え、新たに異常危険準備金繰入により運営準備積立金一三七億四、二〇三万九千円を取崩したが、一方、基金積立金は、四億二、五六二万九千円増加し、正味財産は三二四億九、五一〇万九千円となった。平成二十三年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

1、受託状況

平成二十三年度の受託実績は、表(1)のとおりである。受託件数は三七三、四三二件で、前年度比二、九二三件(〇・八%)の増となった。また、共済責任額は前年度比二、二九五億九千円増の三一兆八六二億九千円となった。収入分担金は六〇億一四六万九千円(前年度実績五九億八、二八二万九千円)に比し、八六三万九千円(〇・三%)の増となった。

2、罹災状況

平成二十三年度の罹災状況は表(2)のとおりである。罹災件数は四、八八四件で、前年度より六〇七件(一四・二%)の増となり、支払共済金は前年度より六億五、五一五万九千円(二六・九%)増の三〇億八、七五六万九千円となった。なお、収入分担金六〇億一四六万九千円に対する損害率は五・四%である。

3、用途別罹災状況

用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。罹災件数は学校関係施設が最も多く、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設が最も高くなっている。

4、異常危険準備金

風水害、地震・津波等の巨大災害リスクに備えるため、一二四億四、九七二万九千円を異

活 動

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度末貸付残金
平成16年度	209件	3,360,500,000円	3,357,726,000円	2,774,000円
平成17年度	131	2,296,700,000	1,931,369,000	365,331,000
平成18年度	114	1,950,800,000	1,323,660,000	627,140,000
平成19年度	98	1,750,800,000	888,429,000	862,371,000
平成20年度	99	1,879,300,000	661,759,000	1,217,541,000
平成21年度	82	1,633,900,000	278,270,000	1,355,630,000
平成22年度	81	1,674,900,000	0	1,674,900,000
平成23年度	88	1,957,200,000	0	1,957,200,000
合 計	902	16,504,100,000	8,441,213,000	8,062,887,000

(注) 平成23年度の貸付条件は次のとおりである。

1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内
2. 貸付利率は貸付期日により異なり、12月1日貸付分が0.3%、1月10日貸付分が0.4%、2月1日貸付分が0.4%、3月1日貸付分が0.3%、3月26日貸付分が0.3%である。

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車両共済	賠償共済		合 計
		対 物	対 人	
平成23年度	台数 110,026台 収入分担金 1,265,472,690円	114,510台 953,527,760円	114,248台 550,104,100円	338,784台 2,769,104,550円
平成22年度	台数 109,769台 収入分担金 1,262,425,320円	114,262台 900,295,470円	113,986台 551,501,050円	338,017台 2,714,221,840円
比較増減(%)	台数 257台 (0.2%) 収入分担金 3,047,370円 (0.2%)	248台 (0.2%) 53,232,290円 (5.9%)	262台 (0.2%) △1,396,950円 (△0.3%)	767台 (0.2%) 54,882,710円 (2.0%)

(注) △印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車両共済	賠償共済		合 計
		対 物	対 人	
平成23年度	件数 7,174件 支払共済金 1,201,444,823円 損害率 (94.9%)	2,060件 333,133,640円 (34.9%)	178件 108,298,674円 (19.7%)	9,412件 1,642,877,137円 (59.3%)
平成22年度	件数 6,803件 支払共済金 1,054,326,856円 損害率 (83.5%)	2,053件 316,835,057円 (35.2%)	172件 199,307,092円 (36.1%)	9,028件 1,570,469,005円 (57.9%)
比較増減(%)	件数 371件 (5.4%) 支払共済金 147,117,967円 (11.4%)	7件 (0.3%) 16,298,583円 (△0.3%)	6件 (3.5%) △91,008,418円 (△16.4%)	384件 (4.3%) 72,408,132円 (4.6%)

(注) 損害率=支払共済金/収入分担金 △印は減を示す。

5、諸積立金
平成二十三年度末における基金積立金(財産収入をもって造成及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は一六億九、二三八万余円となり、その内訳は、基金積立金四億四、二九八万余円、運営準備積立金七四億四、九四〇万余円である。

3、支払備金
既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積りの上、平成二十三年度支払備金として一、〇二四件、二億九、五一七万余円を計上した。

4、異常危険準備金
大事故支払リスクに備えるため、四四億三、〇五六万余円を異常危険準備金として計上した。

2、損害の状況
平成二十三年度の損害状況は表(7)のとおりであって、損害件数は車両共済で七、一七四件、前年度比三七一件増加し、対物賠償共済は二、〇六〇件で、前年度比七七件の増、対人賠償共済は一七八件で、前年度比六件の増となった。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済が一・四%増加し、対物賠償共済は〇・三%、対人賠償共済一・四%減少した。

7、消防設備資金融資
共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は、表(5)のとおりである。

5、災害見舞金
常危険準備金として計上した。災害見舞金は、自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、平成二十三年度においては、表(4)のとおりである。

6、諸積立金
平成二十三年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は三二四億九、五一〇万余円となり、その内訳は、基金積立金三一三億一、一五六万余円、運営準備積立金一一億八、三五四万余円である。

自動車損害共済事業
自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移してきた。近年は、公用車の減少傾向等に伴い分担金収入は減収が続いていたが、本年度は契約件数の増加により増収に転じた。このような状況の下で、事業の運営にあたっては、制度内容の充実をはかるとともに、事故によって生ずる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化をはかり早

期かつ適正な解決に努めている。

平成二十三年度の経常増減額は、共済基金分担金収入二七億六、九一〇万余円等を含む経常収益合計三一億八、八八六万余円(前年比〇・六%減)と共済金一六億四、二八七万余円等を含む事業費計三〇億四、九九七万余円及び管理費計一億六、一五八万余円をあわせて経常費用三二億一、一五五万余円(同三・九%増)との差引き二、二六九万余円の減少となった。当該増減額については、経常費用の増のほか、新たに異常危険準備金繰入により、運営準備積立金が四五億六、七〇七万余円減少し、一方基金積立金は一億三、五二二万余円増加し、正味財産は一六億九、二三八万余円となった。

平成二十三年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

1、受託状況
平成二十三年度の受託実績は、表(6)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、二七億六、九一〇万余円で、前年度実績に比し、五、四八八万余円(二・〇%)の増となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一、一〇〇、〇二六台で前年度比二五七台(〇・二%)の増、収入分担金一、二億六、五四七万余円で、前年度比三〇、四四万余円(〇・二%)の増となった。また、賠償共済においては、対物賠償共済一、一四、五一〇台で前年度比二四八台(〇・二%)、対人賠償共済一、一四、二四八台で、前年度比二六二台(〇・二%)それぞれ増加し、収入分担金は対物賠償共済九億五、三三二万余円で前年度比五、三三三万余円(五・九%)の増、対人賠償共済五億五、〇一〇万余円で、前年度比一、三九万余円(〇・三%)の減となった。

「水」行政と取り組んで40年



愛知県町村会長
愛知県設楽町長
横山 光明

随 想

設楽町は、愛知県の東北部に位置し、東三河地域の中央を流れる一級河川豊川の水源の町となっており、総面積は274 km²で林野率が約90%、人口は5、800人で65歳以上が41%を占める過疎の町であります。

昭和30年代の旧設楽町の人口は約15、000人で、当時は産業としての木材生産や水田、畑作農業も盛んに行なわれておりましたが、昭和40年代に入って、林業の衰退が始まるとともに多くの若者が設楽町を離れていきました。

私は、昭和46年に設楽町の職員となりましたが、最初の担当が水道施設管理担当でありました。当時の水道施設は、町の中心地域だけを給水区域としており水道普及率は32%でありましたが、当時の施設は戦後まもなく整備した施設であり、資材も乏しく耐久性も低い材質のものが使

われており、水道管の破裂や揚程ポンプの故障などが頻繁に発生しました。当時は民間の専門業者もいませんでしたから、昼夜を問わず水道担当者2名で修理に明け暮れる毎日でした。やがて周辺への水道施設の整備が進み始めたころ、気がつけば20年が経過しておりました。

次に人事異動で担当となったのは「設楽ダム対策担当」でありました。このダム事業につきましては、昭和48年に国と愛知県から設楽町内の豊川に総貯水量8千万トン（現計画9千800万トン）の多目的ダムを建設するという計画が示されましたが、当時の町民や町議会は、絶対反対の強固な姿勢で運動を繰り広げておりました。しかし、時が過ぎ、長い時間の経過とともに、公共事業の推進による町の活性化を望む声も出てくるようになってまいりました。

このような状況の中で執行された町長選挙によって、賛否の意思を見せない町長が誕生し、微妙な町政運営を強いられることになりましたが、ここで私に課せられた仕事は、水没者の反対姿勢を理解しながら、ダム事業者（建設省・愛知県）との対話を進めるための地元組織を立ち上げることであります。

このため、昼間は水没予定地域の方が農作業をしていれば茶菓子を持参し、休憩の時間を見計らってダム本題に触れることなく世間話をしながらお互いの意思疎通の場づくりに専念しました。夜の訪問時に玄関先で「帰れ、お前には話すことなど何もない」と罵声を浴びせられることもありましたが、根気よく対話を続け、信頼関係を築いていくことに傾注した結果、住民たちの意志によって「設楽ダム対策協議会」が立ち上げられることになりました。このことを町長に報告したときの充実感はとても大きなものであったと、今でも覚えております。

ダム問題は、これを契機として、多くの議論や闘争を繰り返しながら、私がダム対策担当となつてから19年後の平成21年2月、関係者間による「損失補償基準の妥結協定」「設楽ダム建設同意協定」が整つことに

なりました。

この時私は副町長として立ち会いましたが、本当に長い時間に亘って苦しんできた中で生まれた事実であることを実感し、大変感慨深いものであります。これによって「ダム」の進むべき方向が定まったと思つていた矢先に政権交代によって全国のダム計画が再検証されるという状況になり、法律に基づいて全ての課題を整理したダム計画の再検証に疑問を持ったところであります。

このような状況の中で町長選挙が行なわれることになり、はからずも私がダムを争点とした選挙戦の当事者になることとなってしまいました。多くの方々から推挙され当選の栄に賜りました。改めて町長として引き続きこのダム問題に向つていかなければならないと強く感じているところであります。

こうして過去を振り返ってみますと、私が歩んだ公職としての40年間はすべて「水」に関わるものでありましたが、これが私に課せられた道であると自覚し、これからもダム予定地の住民の方々の幸せな生活が営めるよう、また設楽町の発展に繋げていく努力をしていかなければならないと、決意を新たにしているところであります。